

平成19年度 入札・契約の適正化に係る追加評価

独立行政法人教員研修センター

評価項目		評価結果	備考（実績等）
Ⅰ 契約に係る規程類、体制の整備状況等に係る評価			
1	契約方式、契約事務手続、公表事項等契約に係る規程類の適正性についての評価	従前から国と同一の随意契約の基準を適用するとともに、契約方式、契約事務手続、公表事項等が規定された契約に係る規程類が適切に整備されていると認められる。	(項目別評価p12 実績欄) イ 契約の見直し (略)センターでは、従前より国における少額随意契約の基準と同一の基準を適用している ウ 調達関係情報の開示
2	契約の適正実施確保のための取組（※1）についての評価	(項目別評価p13 所見欄) 監事監査、外部監査に加え、役職員による内部監査を実施するなど、監査体制の充実・強化を図っていることも評価できる これらのことから、内部の自己点検評価システムが確実に機能するようになってきていることがうかがえる評価できる	(項目別評価p19,20 実績欄) 組織図及び各部署の常勤職員数 (項目別表p14 実績欄) 内部統制の強化への取組
3	「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況や目標達成に向けた具体的取組状況についての評価	(項目別評価p12 所見欄) 契約に点検・見直しを行い、一般競争入札の拡大を図るとともに、契約に係る情報公開に努めるなど、業務実績の効率化に積極的に取り組んでいると認められる。	(項目別評価p12 実績欄) イ 契約の見直し 独立行政法人整理合理化計画の一環として実施された「随意契約見直し計画」において、随意契約の実績について点検・見直しを行い、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、可能なものから速やかに一般競争入札等による契約に移行することとし、見直し内容をホームページで公表した。
Ⅱ 個々の契約に係る評価			
	監事による個々の契約のチェックプロセスや第三者によるチェックプロセスを把握した上で行う、契約における競争性・透明性の確保の観点からの、特定の契約(※2)に対する監事等によるチェックプロセスについての評価	監事及び第三者(外部監査人)が契約事務の業務フローを把握・確認することとしており、チェックプロセスは適切なものであると認められる。また、契約種別や落札率等についても確認しながら監査を行っていることから、特定の契約に対するチェックプロセスも適切であると認められる。 これらのことから、入札・契約に当たって競争性と透明性の確保に十分な注意が払われていると理解するが、複数者応募の定着や落札率の確認等に関しては、継続した努力を期待したい。	センターには、関連公益法人はない。 また、会計処理全般については、監事及び外部監査人が契約事務の業務フローを把握・確認した上で監査を行っている。 なお、監事による月次監査では、100万円以上の全ての契約について、契約種別や落札率等を確認しながら監査を行っている。

※ 斜体部分はすでに提出している評価書に記載している事項

※1 契約事務の適正実施確保のためにとられている措置や体制（内部審査体制、外部審査体制、監事監査等）についての評価を記載（措置や体制がとられていない場合はその必要性について評価）

※2 関連公益法人との随意契約及び落札率が95%以上の契約(予定価格を公表していない場合は応札者が1者のみの契約)(500万円以上)を対象とする。500万円以上を対象としたときに該当する契約件数が多い場合は、契約金額上位30件程度が入る金額で下限を定める。

※3 評価結果 記入例

I 1 契約方式、契約事務手続、公表事項等が規定された契約に係る規程類が適切に整備されている。

I 2 内部審査体制が整備され、これを踏まえた監事監査が行われており、契約の適正実施確保に適切な体制となっている。
内部審査体制が整備されていないが、契約事務量を勘案すると適切な体制整備が必要である。

I 3 「随意契約見直し計画」の達成に向け着実に推進されている。さらに〇〇や△△などの取組も進めるべきである。

II 監事によるチェックプロセス及び第三者によるチェックプロセスは適切なものであると評価できる。また、関連公益法人との随意契約及び落札率の高い契約についても当該プロセスに則って適切に行われている。

監事によるチェックプロセス及び第三者によるチェックプロセスは適切なものであると評価できるが、関連公益法人との随意契約及び落札率の高い契約の一部については当該プロセスに則って適切に行われたとは言え切れなかったものがあつた。今後これらについても適切なチェックを実施されたい。